

01-01 制限行為能力者

1) 制限行為能力者		未成年者(5)	成年被後見人(7)	被保佐人(11)	被補助人(15)
定義		20歳未満の者 ※2022年4月1日より民法上の成年に達する年齢が18歳になる	精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にあって家裁により後見開始の審判を受けた者	精神上の障害により事理弁識能力が著しく不十分であって、家裁により保佐開始の審判を受けた者	精神上の障害により事理弁識能力が不十分であって、家裁により補助開始の審判を受けた者
能力	原則	法定代理人の同意が必要(5Ⅰ) ex 貸金の領収 相続の承認・放棄・限定承認 遺贈の放棄 [57-2(5)] [H1-19(Ⅰ)]	成年被後見人自ら法律行為はできず後見人による(9) →たとえ後見人の同意を得てしても取消しできる [60-1(2)][H5-8(3)] [H9-1(1)][H19-6(Ⅰ)]	被保佐人自ら法律行為をすることができる	被補助人自ら法律行為をすることができる
	例外	単独処分行為(5) ○贈与受諾 ○債務免除の承諾 [60-1(1)] [H27-4(㍑)] 処分許可行為(5Ⅲ) ○学費、こづかい 許可営業行為(6) ○一種or数種の営業であること [63-1(3)] ×一部or全部等の包括営業の許可は禁止 ex大阪を任す等	日常生活行為 →日用品の購入、その他日常生活に関する行為は成年被後見人が単独でできる(9但) [H15-4(ⅴ)] [H25-4(7)] 「4コのホッケ」	13条列挙行為 →保佐人の同意が必要(13) ①元本領収・利用 ②借財・保証 ③不動産の得喪他 ④訴訟行為 ⑤贈与・和解他 ⑥相続承認・放棄 遺産分割 ⑦贈与遺贈の拒絶 ⑧新築・増築他 ⑨短期を超える賃貸借(602) ⑩上記行為を制限行為能力者の法定代理人としてするとき 但し、日用品の購入等の行為につき単独でできる [60-1(4)][63-3(5)] [H7-21(Ⅰ)][H15-4(㍑)] [H30-22(㍑)]	13条列挙行為中、家裁が定めた「特定の法律行為」 →補助人の同意を必要とすること もできる(17) 但し、日用品の購入等の行為につき単独でできる(13Ⅰ但)
請求権者			本人(7)[60-1(3)] 配偶者 4親等内の親族 未成年後見人 未成年後見監督人 保佐人・監督人 補助人・監督人 検察官	本人(11) 配偶者 4親等内の親族 後見人・監督人 補助人・監督人 検察官 [H25-4(㍑)]	本人(15) 配偶者 ※2 4親等内の親族 後見人・監督人 保佐人・監督人 検察官 [H15-4(7)]

※1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人の要件を満たす場合、必ず家裁は審判開始をしなければならず、条文上の「できる」は家裁に権限があると解される(7Ⅰ.11Ⅰ.15Ⅰ)
[63-3(1)]

※2) 被補助人の審判申立(15Ⅱ)
・本人以外の者が、被補助人の審判申立をする場合、本人の同意が必要[H25-4(㍑)]

2) 保護者の権限

	未成年者(5)	成年被後見人(8)	被保佐人(12)	被補助人(16)
保護者	法定代理人 ①親権者(818) ②未成年後見人	成年後見人 (8.843) ※3	保佐人 (12.876の2) [60-1(5)]	補助人 (16.876の7)
保護者の権限	代理権 ※4	○(824.859Ⅰ)	付与審判あれば○ (876の4Ⅰ) [H25-4(イ)][H29-4(オ)]	付与審判あれば○ (876の9Ⅰ)
	同意権 ※5	○(5Ⅰ)	×[60-1(2)] [H5-8(3)] [H9-1(1)] [H19-6(イ)]	付与審判あれば○ (17Ⅰ) [H25-4(エ)]
	追認権 ※6	○(122)	○(122)	付与審判あれば○ (122)
	取消権 ※7	○(120Ⅰ) [H27-4(イ)]	○(120Ⅰ) [H19-6(イ)]	付与審判あれば○ (120Ⅰ)

※3) 成年後見人

・法人後見、複数人の後見もできる(843ⅢⅣ)[H27-21(エ)][H29-21(ウ)]

・原則、成年後見人は法律行為につき代理権を有する(859)が、「成年被後見人の**居住建物・敷地等**の財産の処分(売却・賃貸・賃貸借の解除・担保設定等)」をする場合、**家裁の許可**が必要(859の3)[H28-21(エ)]
→保佐人、補助人につき、同様規定あり(876の5Ⅱ、876の10Ⅰ)

※4) 保佐人・補助人の代理権

・家裁は、保佐開始の請求権者(11)又は保佐人・保佐監督人の請求による**特定の法律行為**につき、**保佐人に代理権を付与**する審判をすることができる(876の4Ⅰ)[H15-4(ウオ)]

・同様に、補助開始の請求権者(15)又は補助人・補助監督人の請求による**特定の法律行為**につき、**補助人に代理権を付与**する審判をすることができる(876の9Ⅰ)
→但し、本人以外の者の請求によって代理権付与の審判をするには、**本人の同意**が必要(876の4Ⅱ、876の9Ⅱ)

※5) 保護者の同意[63-1(4)][H9-1(5)][H27-21(7)]

・**保護者の同意**は、当該**本人**(未成年者・被保佐人・被補助人)又は**相手方**のいずれに対して為されてもよいが、**同意**を得てなされた行為は**取消し**することが**できない**
→保佐人につき、13条列举行為**以外についても**同意権を付与することができる(13Ⅱ)
補助人につき、13条列举行為の一部に**限り**、同意権を付与することができる(17Ⅰ)

・保佐人・補助人が被保佐人・被補助人の利益を害するおそれがないにも係らず同意をしないときは、家裁は被保佐人・被補助人の請求により「**同意に代わる許可**」を与えることができる(13Ⅲ、17Ⅲ)[H15-4(エ)]

※6) 追認権(122)

・**保護者の同意**を得て為される**追認**であれば、制限行為能力者**自ら**が為す**追認**も有効[H2-14(イ)]

※7) 行為能力制限の**取消権者(120Ⅰ)**[57-2(4)][63-1(5)][H2-14(7)][H23-4(イ)][H30-4(7)]

○**本人**、(法定・任意)代理人、(包括・特定)承継人

○同意をなすことができる者(保佐人・補助人)

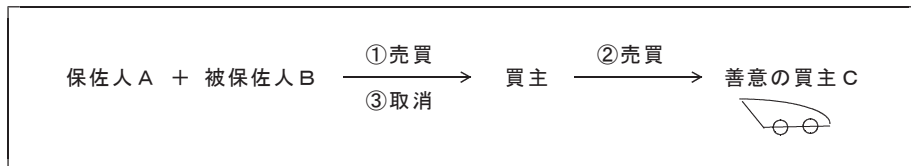
×保証人[63-3(4)][H25-5(ウ)]

・制限行為能力者Aが金銭を借り受けるにつき**保証人になったB**は、Aが当時、制限能力者であるか否かにつき**善意・悪意を問わず**、金銭消費貸借契約を取り消すことは、**できない**(大判昭20.5.21)

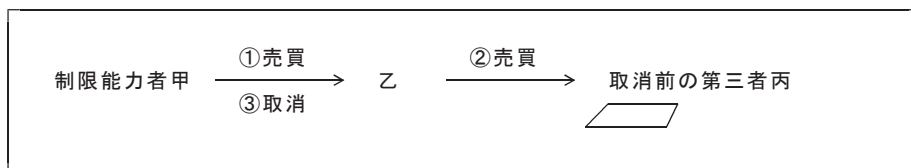
01-02 制限行為能力者の行為

1) 制限行為能力者と善意の第三者

- ① 保佐人Aの同意なしに被保佐人Bが売却した車につき、その後、善意の第三者Cに転売された場合でも、被保佐人Bは自己の売買契約を取消しすることができる
→ 善意の第三者の保護規定はない[63-3(2)][H19-6(ウ)]



- ② 甲乙間の売買契約が甲の制限行為能力を理由に取消しされた場合、取消前に所有権移転登記を受けている丙に対して、甲は所有権を主張することができる[57-19(1)]
→ 取消前の第三者の保護規定はない



2) 制限行為能力者の代理行為

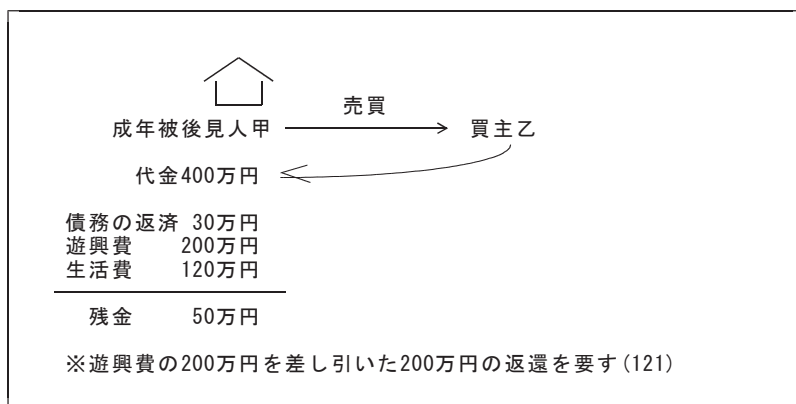
- ① 制限行為能力者を任意代理人に選任することはできる(102)[57-2(2)]
→ 尚、その際(代理契約の際)には、法定代理人の同意が必要であり、同意がない場合は取消しすることができる[59-3(1)]
- ② よって制限行為能力者が代理による法律行為をする際には、法定代理人や保佐人等の同意は不要であり、後で制限行為能力を理由に当該法律行為を取消しすることもできない[H9-1(3)][H13-1(オ)]
→ 代理による法律行為の不利益は、本人が甘受すべきだから(自己責任)

3) 制限行為能力者と保護者の利益相反行為

- ① 成年被後見人と後見人の利益相反行為につき、特別代理人が代理する
但し、後見監督人がある場合はこの限りでない(860.826)
→ 上記に違反した行為は無権代理により無効であり、取消しの対象にはならない(大判昭11.8.7)[H9-1(2)]
- ② 被保佐人と保佐人の利益相反行為につき、臨時保佐人が代理する(876の2Ⅲ)
但し、保佐監督人がある場合はこの限りでない
→ 上記に違反した行為は無効であり、取消しの対象にはならない[H9-1(2)]
- ③ 被補助人と補助人の利益相反行為につき、臨時補助人が代理する(876の7Ⅲ)
但し、補助監督人がある場合はこの限りでない
→ 上記に違反した行為は無効であり、取消しの対象にはならない

4) 制限行為能力者の契約取消しによる不当利得返還義務[62-3(3)]

- ・成年被後見人甲が単独で売買契約をした後、契約を取消した場合の返還義務の範囲



- ① 契約の取消し（解除）が為されると双方に不当利得の返還義務が生じる(703. 704)

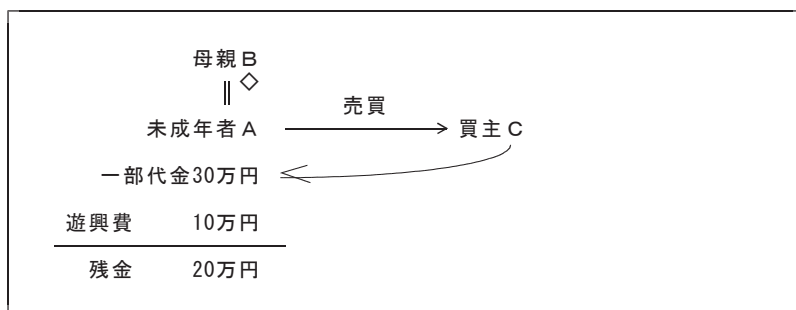
- ・善意：現存利益
- ・悪意：受けた利益全額＋利息（＋賠償金）

- ② 制限行為能力者の場合、善意悪意を問わず返還義務は現存利益に限る(121の2Ⅲ)

ex借金をして大学入学金の支払いにあてた未成年者が当該金銭消費貸借契約を取り消した場合、入学金の全額返還を要す[62-3(3)][H2-14(イ)][H6-7(ウ)][H19-6(7)]

5) 制限行為能力者の無断売却[H6-7(7～オ)]

- ・未成年者Aによる母親Bの宝石の無断売却（代金50万円）



- ① Aが未成年者であることを理由にA C間の売買を取り消したとしても、CがAを宝石の所有者であると信じ且つそう信じるにつき過失がない場合、即時取得は成立しない→能力の制限・詐欺・錯誤等により取引行為が取り消されたり、無効である場合には即時取得の制度は適用がないと解されている[H6-7(7)]

- ② BはA C間の売買が取り消されなくとも、所有権に基づき返還請求をすることができる[H6-7(イ)]

- ③ Aが未成年者であることを理由に当該契約を取り消した場合、AはCに対して20万円（現存利益）を返還すれば足りる(121の2Ⅲ)[H6-7(ウ)]

01-03 制限行為能力者の相手方の保護

1) 制限行為能力者の相手方の催告権(20)

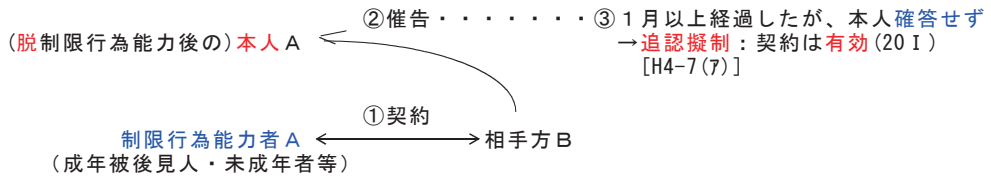
	催告の時期	催告の相手方	確答ない場合の効果
未成年者	未成年者のとき	法定代理人（親権者又は未成年後見人）に →事例②	原則：追認擬制(20Ⅱ) 例外：特別の方式を要する場合、 取消擬制(20Ⅲ) ※1 →事例③
	20歳以降 (成年擬制含む)	元未成年者の 本人に →事例①	追認擬制(20Ⅰ) [H4-7(7)]
成年被後見人	制限行為能力者の とき	成年後見人に →事例②	原則：追認擬制(20Ⅱ) 例外：特別の方式を要する場合、 取消擬制(20Ⅲ) ※1 →事例③
	脱制限行為能力後	元成年被後見人の 本人に →事例①	追認擬制(20Ⅰ)
被保佐人 被補助人	制限行為能力者の とき	被保佐人・被補助人の 本人に →事例④	取消擬制(20Ⅳ)
	※2	保佐人・補助人に →事例②	原則：追認擬制(20Ⅱ) 例外：特別の方式を要する場合、 取消擬制(20Ⅲ) ※1 →事例③
	脱制限行為能力後	被保佐人・被補助人の 本人に →事例①	追認擬制(20Ⅰ)

※1) 特別の方式を要する場合とは、後見人に後見監督人等がいる場合に、相手方より催告があれば、後見人は後見監督人の同意を得て確答すべきだが、期間内にそれをしない場合（後見人の怠慢ではあるが）、制限行為能力者の保護を重視し、その契約は取消したものとなされる(20Ⅲ)

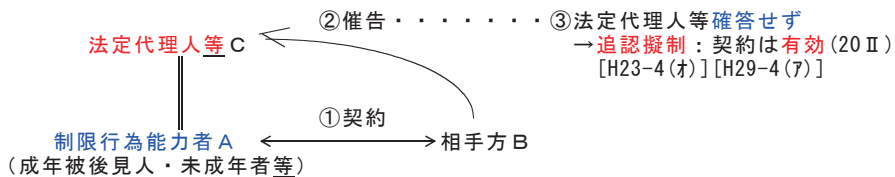
※2) 特定の法律行為につき、保佐人・補助人に同意権付与の審判があったにもかかわらず、被保佐人・被補助人が単独で為した法律行為についての催告権の取扱いも同様

※3) 追認した行為については、はじめから有効なものとして取り扱われるため、以後取消権を行使することはできない(122) [H9-1(5)]

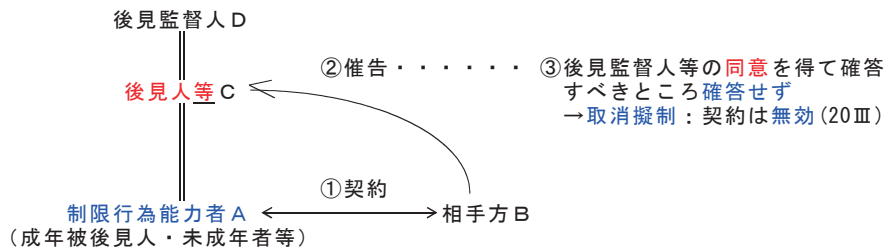
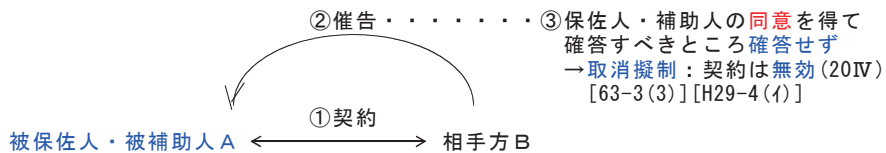
※4) 催告は1ヶ月以上の期間を要し、1ヶ月未満の催告は無効である
→仮に1ヶ月を経過してもその催告は有効とはならない

事例①脱制限行為能力後の本人に対して催告をした場合**事例②法定代理人・保佐人・補助人に対して催告をした場合**

(尚、補助人につき、特定の法律行為に同意権付与の審判があった場合とする)
→保佐人には追認権があるので、催告に対応することができる



※尚、成年被後見人・未成年者**本人**に対して為した催告は**無効な催告**である
→上記の者には受領能力がないため(98の2) [H2-14(ウ)] [H29-4(イ)]

事例③特別の方式を経て確答すべき場合に、後見人等に催告をした場合**事例④被保佐人・被補助人に対して催告をした場合**

※特定の法律行為につき、**保佐人・補助人に代理権付与の審判**があった場合は②③による
(876の4. 876の9)
→事例②の法定代理人等 C、事例③の後見人等 C の「等」は、保佐人・補助人をさす

01-04 同時死亡の推定

「同時死亡の推定」

1) 同時死亡推定の要件 (32の2)

- ・数人が死亡し、その死亡の時期が分明でないこと
→同一危難である必要はなく、異なる場所の危難による場合でもよい

2) 同時死亡推定の効果

- ・相続(882)、遺贈(994)は相互に開始しない
→但し、代襲相続は認められる(887Ⅱ)
- ・現行法上、同時死亡の推定がはたらいた場合は「事例2」による[H15-24(5)]

「事例1」

1000万円

① × A = B

|

② × C = D

|

E

AとCが飛行機に同乗し、事故にあい
Aが先に死亡した場合
→Bの相続分2分の1、Cの相続分2分の1

次にCが死亡すると
→Dの相続分4分の1、Eの相続分4分の1

「事例2」

1000万円

② × A = B

|

① × C = D

|

E

Cが先に死亡したのち、Aが死亡した場合

→Bの相続分2分の1
→Eの相続分2分の1 (代襲相続)
→Dの相続分なし

第887条(子及びその代襲者等の相続権)

- 1 被相続人の子は、相続人となる。
- 2 被相続人Aの子Cが、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子Eがこれを代襲して相続人となる。



同時死亡の推定をもうひとつ

【同時死亡の場合の相続】

- ・相互に相続しない、というのが結論です。

たとえば、夫婦同時に死亡した場合に「夫の遺産」について考えると、
「夫の死亡時に、妻に承継させようとしたら・・・妻も亡くなっていたら
妻には承継させることができない」

つまり、相続権をもつ者がいないのでは相続させることもできないので、
ここは無視してよいということ。

但し、承継させる相手方に卑属がいれば、その者に代襲相続が発生します。

【同時死亡の場合の遺贈】

- ・遺贈も上記と同様です。
遺贈には「同時存在の原則」というのがありまして、

「遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない(994)」

遺贈者が亡くなったとき、受遺者は生きていなければ権利を失うことになります。

第994条（受遺者の死亡による遺贈の失効）

遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。



推定規定

「推定する」という表現は、ある事実があった場合に、法律上、反証がない限り、そのような効果を認める、という意味です。

「推定する」は、反証があった場合は、その反証が認められます。逆にいえば、反証を認めるべき規定で、「推定する」という表現が使われています。
この点が、反証が認められない「みなす」（「みなし規定」）とは異なります。

民法総則での推定規定は、同時死亡の推定(32の2)、期限の利益(136 I)が該当します。
いずれも、一応は実体や当事者の真意よりも法的な安定性を優先するものの、実体や当事者の真意が別である反証がある場合は、最終的にはその実体や真意が優先される規定です。

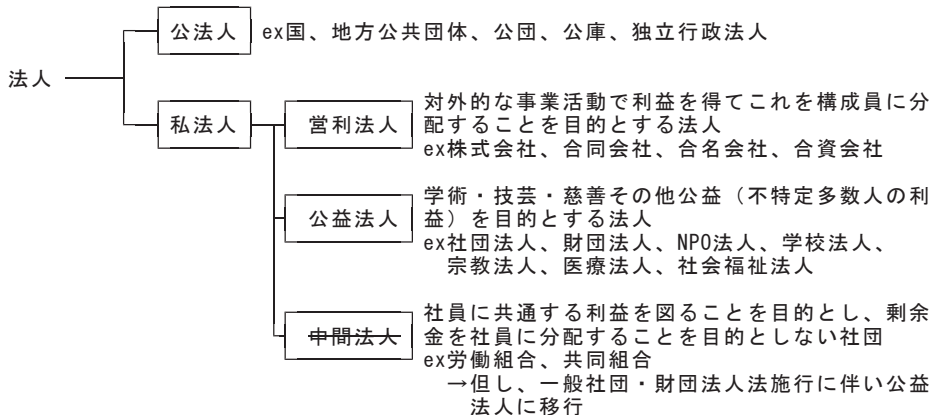
01-05 法人の種類・制度

「法人の意義および種類」

1) 法人制度の意義

・自然人以外の者で、法律によって権利能力を付与されたものをいう

2) 法人の種類



3) 一般社団・財団法人と会社法上の法人の比較

	一般社団・財団法人	会 社
目 的	公益・非営利	営 利
法人設立の方式	準則主義(法13) (設立要件の充足)	準則主義 (設立要件の充足)
設立登記の性質	効力要件(法22.163)	効力要件(会49)
清算結了登記の要否	要(法311)	要(会929)

※1) 尚、一般社団・財団法人のうち、公益目的事業を行うことを主たる目的としている法人は、行政庁の認定を受けて公益社団・財団法人として成立する(公法4)

※2) 国、国の行政区画(ex州や県等)、商事会社又は法律もしくは条約により認許されたものの以外の外国法人は、我が国においては法人格を認められない[H5-1(3)]

※3) 認許された外国法人は、原則として国内の法人と同一の権利をもつことができるが、外国人が享有できない権利や制限されている権利は例外的に享有できない[H5-1(5)]
ex 日本船舶、日本航空機、株主権等

※4) 外国法人は、我が国において事務所設置の登記をするまでは、その法人の成立を否認することができる[H5-1(4)]

4) 法人制度

38条～84条削除

平成20年12月1日施行

	(旧) 民法法人		→ 一般法人	
	社団法人	財団法人	社団法人	財団法人
設立要件	許可主義 (34)		準則主義 (法22. 163)	
目的の制限	公益 (34)		非営利 (法11Ⅱ. 35Ⅲ. 153Ⅲ②) 社員、設立者に剰余金等を分配する規定を定款に設けることはできない	
官庁の許可	必要 (34)		不要	
定款の認証	不要		必要 (法13. 155)	
登記	対抗要件 (45)		効力要件 (法22. 163)	
根本規則	定款 (37)	寄付行為 (39)	定款 (法11. 153)	
法人の能力	目的の範囲内 (43)		規定なし	
理事の代理権	各自代表 (53)		原則：各自代表 (法77ⅠⅡⅣ. 197) 例外：代表理事制度 (法77Ⅲ)	
善意の第三者保護	規定あり (54)		規定あり (法77Ⅴ. 197)	
法人の不法行為能力	規定あり (44)		規定あり (法78. 197)	
解散事由	規定あり (68ⅠⅡ)	規定あり (68Ⅰ)	規定あり (法148)	規定あり (法202)
みなし解散規定	なし		規定あり (法149. 203)	
意思決定機関	社員総会 (60)		社員総会 (法35)	評議員 (3人以上) 評議員会 (法170. 173. 178)
執行機関	理事 (52)		理事 (法60. 76) 理事会は任意 (法60Ⅱ)	理事・理事会 (法170. 197) 理事会は必要
監査機関：監事	任意 (58)		任意 (法60Ⅱ) 但し、理事会設置・会計監査人設置法人の場合は必要 (法61)	必要 (法170. 197) ※6
会計監査人	規定なし		任意 (法60Ⅱ) 但し、大規模法人の場合は必要 (法62)	任意 (法170Ⅱ) 但し、大規模法人の場合は必要 (法171)

※5) 大規模法人の定義 (法②③)

- 最終の事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額 (負債額) の合計額が200億円以上である法人をいう
→ 尚、会社法における大会社のような「資本金の額」による基準に相当するものは存在しない

※6) 解散後の一般財団法人の監事

- 解散後も監事を置く旨の定款の定めがある場合、清算一般財団法人となっても、監事の任期は満了しないので、解散登記の際に監事設置法人である旨の登記を要す (法310Ⅰ) [商登H24-35 (7)]

01-06 定款記載事項・登記事項

1) 定款記載事項

	(旧) 民法法人		→ 一般法人	
	社団法人	財団法人	社団法人	財団法人
目的	● (37①)	● (37①)	● (法11 I ①)	● (法153 I ①)
名称	● (37②)	● (37②)	● (法11 I ②)	● (法153 I ②)
事務所の所在地	● (37③)	● (37③)	● (法11 I ③)	● (法153 I ③)
社員の氏名・住所	なし		● 設立時社員 (法11 I ④)	● 設立者 (法153 I ④)
資産に関する規定	● (37④)	● (37④)	なし	● 設立者が抛出する財産及び価額 (法153 I ⑤)
理事等の任免規定 ※ 3	● (37⑤)	● (37⑤)	なし	● 設立時評議員・理事・監事の選任に関する事項 (法153 I ⑥)
会計監査人選任事項			なし	▲ 会計監査人設置法人の場合にはその選任事項 (法153 I ⑦)
社員等資格の規定	● (37⑥)		● 社員資格の得喪に関する規定 (法11 I ⑤)	● 評議員の選任・解任方法 (法153 I ⑧)
公告方法	なし	なし	● (法11 I ⑥)	● (法153 I ⑨)
事業年度	なし	なし	● (法11 I ⑦)	● (法153 I ⑩)

※ 1) 一般財団法人の設立者は、**遺言で設立**の意思表示をすることができる(法152 II) [59-1 (3)]
→この場合、**遺言執行者**が、遺言の効力発生後、遅滞なく定款を作成する

※ 2) **一般社団法人を設立**するには、設立時社員 **2人以上** が共同して**定款を作成**する必要がある(法10 I)

※ 3) 役員の欠格事由(法65)

- ①法人
 ②**成年被後見人**若しくは**被保佐人**又は**外国の法令上**これらと同様に取り扱われている者
 ③一般社団・財団法人法若しくは会社法の規定に違反し、又は民事再生法等の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から**2年を経過しない者**
 ④上記③以外の法令の規定に違反し、**禁錮以上の刑に**処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (**刑の執行猶予中の者を除く**)

2) 設立登記事項

	(旧) 民法法人	→ 一般法人	
	社団・財団法人	社団法人	財団法人
目的	● (46①)	● (法301Ⅱ①)	● (法302Ⅱ①)
名称	● (46②)	● (法301Ⅱ②)	● (法302Ⅱ②)
事務所の所在場所	● (46③)	● (法301Ⅱ③) 主・従	● (法302Ⅱ③) 主・従
設立(許可)年月日	● (46④)	なし	なし[商登H24-35(イ)参考]
存立時期	▲ (46⑤)	▲ 存続期間・解散事由の定め(法301Ⅱ④. 302Ⅱ④)	
資産の総額	● (46⑥)	なし[商登H24-35(イ)]	
出資の方法	▲ (46⑦)	なし	
役員の氏名	● 理事の氏名 (46⑤)	● 理事の氏名(法301Ⅱ⑤)	● 評議員・理事・監事の氏名 (法302Ⅱ⑤)
代表者の氏名・住所	× 代表理事	● 代表理事の氏名・住所 (法301Ⅱ⑥)	● 代表理事の氏名・住所 (法302Ⅱ⑥)
理事会設置の旨	/	▲ 理事会設置の旨 (法301Ⅱ⑦)	● (法170. 197)
監事設置の旨		▲ 監事設置の旨及び氏名 (法301Ⅱ⑧)	● (法170. 197)
会計監査人の旨		▲ 会計監査人の旨及び氏名・名称(法301Ⅱ⑨. 302Ⅱ⑦) ▲ 仮会計監査人の氏名・名称(法301Ⅱ⑩. 302Ⅱ⑧)	
役員等の責任免除に関する規定	なし	▲ (法301Ⅱ⑪. 302Ⅱ⑨)	
外部役員等の責任限定契約に関する規定	なし	▲ (法301Ⅱ⑫. 302Ⅱ⑩)	
外部理事である旨	なし	▲ (法301Ⅱ⑬. 302Ⅱ⑪)	
外部監事である旨	なし	▲ (法301Ⅱ⑭. 302Ⅱ⑫)	
貸借対照表等の公告	なし	▲ (法301Ⅱ⑮. 302Ⅱ⑬)	
公告方法	なし	● (法301Ⅰ⑯. 302Ⅱ⑭)	
電子公告	なし	● (法301Ⅰ⑰. 302Ⅱ⑮)	

※4) 定款記載事項のうち、登記事項は登記しなければ第三者に対抗することはできないが、すべてを登記する必要はない[59-1(4)]

※5) 「株式会社」や「権利能力なき社団」のみを社員とする法人設立も認められる[59-1(5)][63-2(7)]

※6) 一般社団法人も付随的に収益事業を行うことは認められる[62-1(1)]
ex J A Fによる通信販売業務等、NPO法人(非営利団体)による書籍の販売等

01-07 法人の機関

1) 社団法人の機関

	機関名	登記	機 関 の 性 格
代 表 機 関	理 事 (法15.172)	必要	☐ 必要的・常置機関 ☐ 事務執行・代表行為（各自代表制度）（法77） → 理事は1人以上で足りる（法60Ⅰ）[H5-2(1)] 但し、理事会設置法人は3名以上必要（法16Ⅰ.65Ⅲ） ☐ 理事の任免は社員総会の決議による（法17.19.63Ⅰ.70Ⅰ） [58-2(ウ)] [H1-1(イ)] ☐ 理事の任期は、原則2年±α（法66）[H5-2(5)] → 但し、定款又は社員総会の決議により任期を短縮することもできる（法66但） ☐ 代表理事の代表権の制限 ① 定款による代表理事の代表権の制限は、善意の第三者には 対抗することができない（法77Ⅴ.197） [62-1(3)] [H1-1(イ)] [H5-2(3)] [H6-3(7)] ② 復任権の是非（法64.644の2Ⅰ） ・ 理事は、法人の許諾を得たとき又はやむを得ない事由があるときは、その権限を他人に委任することができる [H8-1(7)] ・ 定款又は総会決議に復任禁止規定があれば、復任はできない[H2-1(イ)] [H5-2(4)] ③ 理事の利益相反 [58-2(オ)] [H1-1(7)] [H5-2(2)] [H8-1(イ)] ・ 社員総会の承認決議が必要（法84Ⅰ.92Ⅰ） → 理事会設置法人では理事会の承認が必要
	職務代行者 (法80)	嘱託	☐ 一時的機関 ☐ 理事の職務執行停止の仮処分命令により、裁判所から選任された者
	仮理事 (法75)	嘱託	☐ 一時的機関 ☐ 理事が欠けた場合、利害関係人の申立により、裁判所から選任された者 [H8-1(ウ)]
	清算人 (法206)	必要	☐ 清算時における必要的・常置機関 ☐ 清算目的内の事務執行・代表行為 ☐ 選任方法 ① 定款清算人→②総会選任清算人 →③法定清算人→④裁判所選任清算人（法75）

	機関名	登記	機 関 の 性 格
その他の機関	社員総会 (法35)	不可	☐ 必要的・非常置機関 ☐ 最高意思決定機関 ☐ 毎年1回以上開くこと(法36) [63-2(エ)] ☐ 表決権は原則1人1票(法48) [61-1(ウ)] [H2-1(7)] ・変更することは可能だが「0」にすることはできない ☐ 代理人の出席、書面投票もできる(法38Ⅰ③50.51.52) [63-2(ウ)] ☐ 普通決議 ・総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数の賛成(法49Ⅰ) ☐ 特別決議 ・総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合)以上の同意が必要(法49Ⅱ) [63-2(イ)] [H2-1(ウ)] ex 定款変更、解散、監事の解任(法146.148) ・尚、定款変更につき、 行政庁の認可は不要 となった [58-2(イ)] ☐ 社員全員が 法人 も認められる [59-1(5)] [63-2(7)]
	監事 (法60)	必要	☐ 任意的・常置機関 [61-1(7)] [63-2(オ)] →但し、理事会設置法人、会計監査人設置法人には監事を置かなければならない(法61.170) ☐ 監事の任期:原則4年±α(法67) ☐ 監事の職務(法99.197) ・法人財産の監査 ・理事の職務執行の監査 [H8-1(イ)] ☐ 総会招集権規定なし(法36Ⅲ.37Ⅱ) [H8-1(カ)] cf 監事による理事会招集は可能(法101Ⅱ)
	会計監査人 (法62.171)	必要	☐ 任意的機関 →但し、大規模法人(最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である法人)には置かなければならない(法62.171)

2) 財団法人の機関

	評議員会 (法173)	必要	☐ 必要的・常置機関 ・評議員3人以上で組織される(法173Ⅲ) ☐ 評議員の任期:原則4年±α(法174)
--	----------------	----	--

※1) 債権者は、法人の監査報告書を閲覧することができる(法129Ⅲ) [H8-1(オ)]

※2) 定款規定によっても代議員会で法人の解散決議をすることはできない(法148③) [62-1(2)]

01-08 法人の能力

「法人の能力」

1) 法人の権利能力(34)

- ・ 自然人と同様、権利能力は付与されるが、法人の権利能力はその性質・目的・法令により制限を受ける

2) 法人の行為能力

- ・ 法人は規則に記載された「**目的の範囲内**」において**のみ**行為能力を有する
→ 但し、営利法人につき、目的たる事業遂行のためであれば定款などに記載された目的に限定せず広く解釈される傾向にある（最判昭45・6・24：八幡製鉄政治献金事件）

3) 法人の不法行為能力(法78.197)

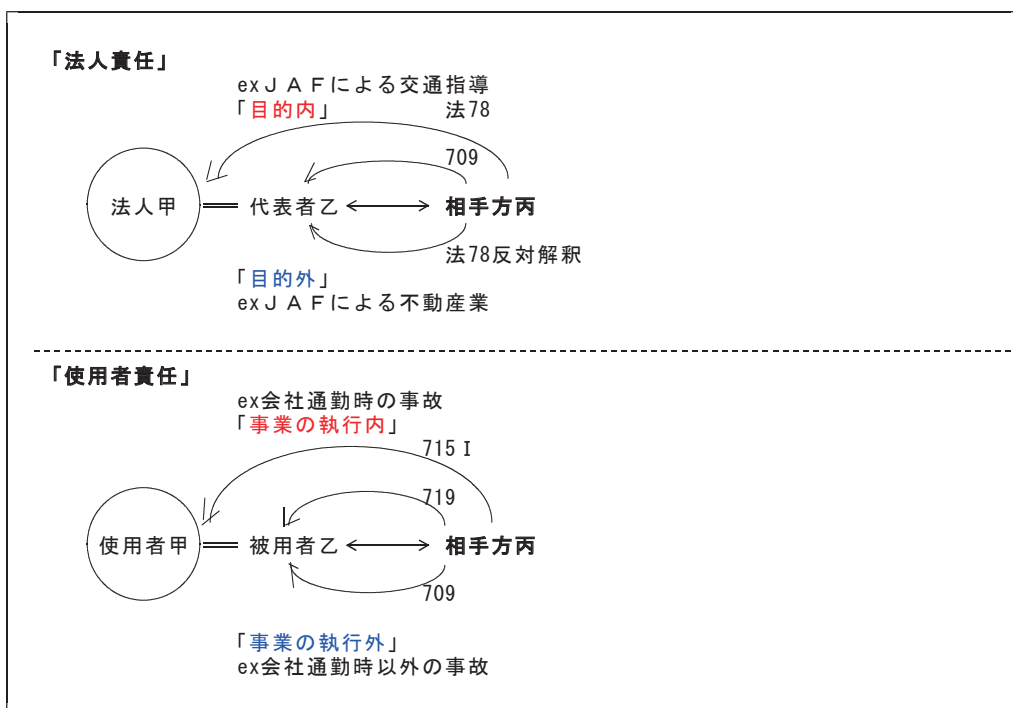
- ・ 法人は代表理事その他の代表者の不法行為につき責任を負う（**報償責任の原理**）
→ 「目的の範囲内」か否かの判断は、法人の側からでなく、被害者の側からみて職務行為とみられる外形があればよいとする（**外観法理**）

行為者	行 為	法人の責任	他の者の責任
代表機関 ex 代表理事 仮理事 清算人 職務代行者	法人の目的 の 範囲内	● 法人に 責任あり （法78）[H2-1(オ)] 要件 ① 代表機関の加害行為であること ② 職務内の行為であること → 客観的な相当行為を含む ③ 代表機関に故意又は過失あること → 一般的不法行為要件(709)	● 理事等の代表機関も法人と連帯して責任を負う(709) → 不真正連帯債務 (大判昭7.5.27) [H10-1(4)]
	法人の目的 の 範囲外	法人に 責任なし	● 理事 の他、議決に 賛成した社員 、 履行した理事 も責任を負う(719) [H1-1(ウ)]

※1) 理事から**委任を受けた代理人**は、**代表機関ではない**ため、法78・197条の規定は**適用されない**（大判大9.6.24）[H6-3(ウ)]

被用者 ex 従業員	事業の執行 につき	● 使用者に 責任あり (715) 要件 ① 被用者の加害行為であること ② 事業の執行行為であること ③ 相当な注意（選任・監督につき） をしなかったこと[62-1(4)] ④ 被用者に故意又は過失あること → 一般的不法行為要件(709)	● 被用者も連帯して使用者とともに責任を負う(719) (共同不法行為責任)
---------------	--------------	---	--

※2) 被用者がした取引行為が、法人の事業範囲内に属するものと認められる場合であっても、その行為が被用者の職務権限内において適法に行われたものでなく、かつ**相手方が悪意又は重大な過失**によりこれを知らずに取引したときは、法人は相手方の受けた損害につき、715条1項に基づく賠償責任を負わ**ない**（最判昭42.11.2）[H6-3(オ)]



※ 3) 法人が定款で理事の**代表権を制限**している場合において、理事がその**制限に違反**して代表権の範囲外の取引をしたときは、当該理事の代表行為は、原則として**法人に帰属しない**

但し、客観的にみて理事の行為が**目的の範囲内**と認められる場合、代表権の制限は善意の第三者に対抗できないため、その効果は**法人に帰属し**、もはや**取消しはできない** [H6-3(7)]

→ 尚、代理権制限につき**悪意**の相手方には法77条5項、197条の保護は**及ばない**が、その場合でも 110条の類推適用により代理権の存在を信頼した相手方を保護する余地もある (最判昭60. 11. 29) [H10-1(2)] [H18-4(㍿)]

※ 4) 理事がした**職務権限外**の行為が、外形からみて職務行為内と認められる場合であっても、相手方が**重大な過失**によりそれを知らなかったときは、法人はその行為につき損害賠償責任を**負わない** (最判昭50. 7. 14) [H10-1(3)]
→ 重過失ある者を外観法理により保護する必要はないため

※ 5) 法人の代表者が選任した任意代理人が、動産を無権利者から買い受けた場合、**代理人が善意・無過失**なら法人の代表者に過失があっても**即時取得**は成立する [H6-3(㍿)] [H10-1(5)]
→ この場合の即時取得の要件は**代理人で判断**する (101)

※ 6) 理事が**代理権の範囲内**において為した背信的行為につき、**相手方が悪意又は有過失**の場合、法人は**心裡留保**の規定を類推適用して**無効主張**をすることができる (最判昭42. 4. 20) (107) [H10-1(1)]

01-09 法人の監督・法人の消滅

1) 法人の監督

〔実体〕



〔手続〕

登記(法22.163)
効力要件・対抗要件

登記(法311)

存続中の規定	解散後の規定
・ 設立登記 (法22. 163) [59-1 (1)] ・ 裁判所による社員総会の招集手続等に関する検査役の選任 (法46. 177) ・ 裁判所による業務の執行に関する検査役の選任 (法86. 177) ・ 裁判所による総会招集の決定 (法47. 87) ・ 議事録の閲覧請求 (法97. 177) ・ 裁判所による会計帳簿の提出命令 (法122) ・ 裁判所による計算書類等の提出命令 (法130) ・ 登記所によるみなし解散の通知 (法149 II. 203 II) ・ 裁判所による評議員会の招集手続等に関する検査役の選任 (法187) ・ 裁判所による評議員会招集等の決定 (法188)	・ 裁判所による清算人・代表清算人の決定 (法209 II III IV. 214 V) ・ 裁判所による清算人の解任 (法210 III) ・ 裁判所による財産目録等の提出命令 (法226) ・ 裁判所による貸借対照表等の提出命令 (法231) ・ 残余財産の国庫帰属 (法239 III) ・ 裁判所による解散命令 (法261) ・ 清算結了登記 (法311)

2) 解散事項

	(旧) 民法法人 →	一般法人	
	社団・財団法人	社団法人	財団法人
定款等で定めた解散事由の発生 ex 存続期間の満了	● (68 I ①)	● (法148①②)	● (法202 I ①②)
事業の成功又は成功の不能	● (68 I ②)	なし	● 事業の成功の不能 (法202 I ③)
合併による消滅		● (法148⑤)	● (法202 I ④)
破産手続開始決定	● (68 I ③)	● (法148⑥)	● (法202 I ⑤)
設立許可取消し	● (68 I ④)	なし	なし
解散を命ずる裁判		● (法148⑦. 261 I . 268)	● (法202 I ⑥. 261 I . 268)
総会の決議	● (68 II ①)	● (法148③)	なし
社員の欠乏	▲ (68 II ②)	● (法148④) [62-1 (5)]	なし
純資産額規定	なし	なし	● 300万円未満 (法202 II) [商登H24-35 (オ)]
みなし解散	なし	● (法149)	● (法203)

※ 1) 法人が債務を完済することができなくなったとき、理事は破産宣告の申立をすることができます (破16. 19) [61-1 (4)]

cf 清算法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない (法215)

※ 2) 代議員会により、法人の解散決議をすることはできない (法148③. 35IV) [62-1 (2)]

※ 3) 定款規定によっても、理事全員による解散決議はすることはできない [H1-1 (オ)]

3) 法人の清算・残余財産の帰属

順位	帰属先
1	定款で指定した者又は指定した方法による処分 (法239 I) [H2-1 (イ)]
2	清算法人の社員総会又は評議員会の決議 (法239 II) [58-2 (イ)] → 社員に分配することも可能と解される [61-1 (イ)]
3	国庫 (法239 III)

※ 4) 法人の債務につき、社員は債権者に対して弁済する責任はない [61-1 (オ)]